

佐賀県訓令甲第4号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員人事評価規程（平成29年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（部長級の職員等の人事評価）</p> <p>第13条 次の各号に掲げる職員の人事評価の実施に関する事項は、第3条から前条までの規定にかかわらず、総務部長が別に定める。</p> <p>(1) 部長級の職員（佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる区分が1種の職にある職員をいう。）</p> <p>(2) 略</p>	<p>（部長級の職員等の人事評価）</p> <p>第13条 次の各号に掲げる職員の人事評価の実施に関する事項は、第3条から前条までの規定にかかわらず、総務部長が別に定める。</p> <p>(1) 部長級の職員（佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる区分が1種の職にある職員及びこれに相当するものと総務部長が認める職にある職員をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員</u></p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。